

ヨーロッパ共同体裁判所における AVOCAT GÉNÉRAL の機能

大谷良雄

序

ヨーロッパ共同体裁判所 (la Cour de Justice des Communautés Européennes) における avocat général (アボカ・ジェネラル⁽¹⁾) の制度は、他の国際裁判所にはみられないユニークな制度である。アボカ・ジェネラルは、裁判官とともに共同体裁判所の重要な構成メンバー⁽²⁾であり、その任務として提示される係争事件に関する意見は、多くの場合、共同体裁判所の判決に重大な影響を及ぼし、結果として、判例法の形成を通じてヨーロッパ共同体法の整備発展に寄与している。本稿は、このアボカ・ジェネラルの制度について、その制度的背景、共同体裁判所における任務と地位、及び機能の有用性の3つの観点から考察することを目的としている⁽³⁾。

原稿受領 1977年9月22日

- (1) Avocat général (英語では advocate general, ドイツ語では Generralanwalt) の訳語としては、これまで、木棚教授も指摘するように、検察官、法務官、公益弁護士、法律顧問あるいは訟務官等が当てられてきており、筆者も法鑑定官の訳語を考えたが、いずれも未だ定着しているとはいえないので、本稿においては原語のまま用いることにした。なお、木棚照一「「並行特許」に関する一考察—EC裁判所の判決を中心—」『立命館法学』第122-124号1974年3・4・5・6号354頁参照。
- (2) 共同体裁判所を構成しているのは、裁判所職員を除けば、現在、9名の裁判官 (juges) と4名のアボカ・ジェネラルと若干名の書記官 (greffiers) である。
- (3) ヨーロッパ共同体裁判所におけるアボカ・ジェネラルの制度は、その機能の重要性にもかかわらず、わが国においてはもとよりヨーロッパの諸国においても、これまで、法学者の理論的関心と呼ばず、研究論文も、J. A. CARILLO SALCEDO, "La figura del abogado general en las Comunidades supranacionales europeas: naturaleza jurídica y función», in *Revista española de derecho internacional*, 1959. 119-129 のみであった。このアボカ・ジェネラル制度について無関心であっ

I AVOCAT GÉNÉRAL の制度的背景

ヨーロッパ共同体裁判所におけるアボカ・ジェネラルの制度は、1952年のヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の設立にあたって、指導的な立場にあったフランスにおける行政訴訟制度の影響を受けて導入されたといわれている。⁽⁴⁾とくに、フランスのコンセイユ・デタ (Conseil d'Etat) におけるコミセール・デュ・グベルヌモン (Commissaire du gouvernement) 争訟部の制度が直接のモデルとされる。しかし、共同体裁判所におけるアボカ・ジェネラルの制度は、共同体裁判所の機構の枠中で独自の機能を果しつつあり、フランス行政訴訟制度をそのままストレートに踏襲したわけではない。⁽⁵⁾ともあれ、共同体裁判所におけるアボカ・ジェネラル制度の原型といわれるフランス・コンセイユ・デタのコミセール・デュ・グベルヌモン制度についての考察から始める。

(i) Commissaire du Gouvernement の起源及び地位 コンセイユ・デタ争訟部 (Conseil d'Etat statuant au contentieux) におけるコミセール・デュ・グベルヌモン制度のそもそもの起源は、1831年3月12日の勅令 (l'ordonnance

た理由は、この制度が共同体構成国の大部分の国内制度に共通したものではなかったということにあったといわれる。ところが、1973年1月1日のイギリス、アイルランド、デンマークの3国が新たに共同体に加盟したのを契機として、共同体裁判所においてアボカ・ジェネラルが果たす実質的機能についての重要性が認識され、この制度についての研究論文も若干みられるようになった。本稿はとくに次の二つの論文に負うところが大きい。Paolo GORI, "L'avocat général à la Cour de Justice des Communautés Européennes", in *Cahier de Droit Européen*, 1976, No. 4, pp. 375-393. Ami BARAV, "Le commissaire du gouvernement près le Conseil d'Etat français et l'avocat général près la Cour de Justice des Communautés Européennes", in *Revue internationale de droit comparé*, 1974, pp. 809-826.

(4) *Ibid.*, p. 52. cf. Jean RIVERO, "Le Problème de l'influence des droits internes sur la Cour de Justice de la C. E. C. A.", in *Annuaire Français de Droit International Public*, 1958, pp. 295-308. *Les Communautés Européennes et le Droit administratif français* (Travaux des journées d'études organisées les 15 et 16 octobre 1971 par le Centre de droit public interne et le Centre de documentation européenne de l'Institut de recherches juridiques, politiques et sociales de Strasbourg), Paris 1972, pp. 397-487.

(5) A. BARAV, *op. cit.*, p. 811.

royale) にあるといわれる。⁽⁶⁾しかし、コミセール・デュ・グベルヌモン (commissaire du gouvernement) という名称はこの勅令にはみられず、検事の機能と行使する訴訟担当者 (maitres de requetes exerçant les fonctions du ministère public) と規定しているのみである。⁽⁷⁾その後は、この名称は用いられず、1839年の命令 (l'ordonnance) では、国王の代理人の機能行使する訴訟担当者 (maitres de requetes désignés pour remplir les fonctions de commissaire du roi) と述べられている。⁽⁸⁾そして、コミセール・デュ・グベルヌモンという名称が最初に用いられたのは、1872年5月24日の法律第16条においてである。⁽⁹⁾ところで、コミセール・デュ・グベルヌモンとは、文字どおりに訳せば「政府の代理人」という意味となるが、この場合は、「法の代理人」(commissaires de la loi) もしくは「適法性の代理人」(commissaires de la légalité) の意味と解されている。⁽¹⁰⁾その後、現在に至るまでこの制度は存続しているが、コンセイユ・デタ争訟部のコミセール・デュ・グベルヌモンはグベルヌモン (政府) を代表するものではなく、この点において、コンセイユ・デタ行政部 (les sections administratives du conseil d'Etat) のコミセール・デュ・グベルヌモンとはその性格を異にする。⁽¹¹⁾コミセール・デュ・グベルヌモンの任期は、1839年の命令 (l'ordonnance) により6ヶ月とされたが、1845年7月19日の法律 (la loi) により1年となり、1849年3月3日の法律によって終身 (sans limitation de temps) とされた。しかし、現在は、1963年7月30日の政令 (le

(6) コミセール・デュ・グベルヌモンについては、以下の文献を参照。SAUVEL, "Les origines des commissaires du gouvernement auprès du Conseil d'Etat statuant au contentieux", in *Revue du droit public*, 1949, pp. 5-20. R.GUILLIEN, "Les commissaires du gouvernement près les juridictions administratives et spécialement près le Conseil d'Etat français", in *Revue de droit public*, 1955, pp. 281-303.

(7) A. BARAV, *op. cit.*, p. 812.

(8) *Ibid.*

(9) *Ibid.*, p. 813.

(10) V.D. VEDEL, *Droit administratif*, Presses universitaires de France, 1973, p. 528.

(11) A. BARAV, *op. cit.*, p. 813.

décret) 第28条によつて、コミセール・デュ・グベルヌモンの任期は3年を越えてはならないとされている。⁽¹²⁾ 又、定員については、1831年の命令によつて3名と定められたが、1910年3月13日の政令によつて、少なくとも6名以上多くとも8名以下と改められた。しかし、第2次大戦以後は、定員数が不明確となったが、慣行上は3名とされているようである。⁽¹³⁾ 次に、コミセール・デュ・グベルヌモンは完全な独立性を享受する。コンセイユ・デタの内部において、コミセール・デュ・グベルヌモンはひとつの組織集団 (un corps) を構成せず、相互に位階的な結びつきが存在するわけでもない。又、他のいかなる当事者の指示を受けてはならず、自らの信念に従つて意見を述べ、自らが適法 (correspondre au droit) と信ずる解決方法を提示する。このコミセール・デュ・グベルヌモンに対する外部からの圧力は慣行上も殆ど存在しないといわれている。⁽¹⁴⁾

(ii) Commissaire du Gouvernement の機能 コミセール・デュ・グベルヌモンの機能は、手続面と理論面の二面から示めされる。まず、手続面からいえば、コミセール・デュ・グベルヌモンの役割は、予審 (les séances d'instruction conduites par la sous-section) の段階で開始され、そこでの報告書の採択にさいしては、表決権は持たないが審議には参加する。ここにおいて、コミセール・デュ・グベルヌモンは、係争事件に関する資料をすべて入手し、考えられるすべての問題点を吟味して意見書を作成する。そして公判 (l'audience public) においてはこの意見書を提示し朗読する。この意見書は係争事件の事実関係を明確にし、これまでコンセイユ・デタによつて裁定された類似の事件を参照し、本件に適用されるべきすべての法規則の存在を網羅するものである。そして、コミセール・デュ・グベルヌモンは、裁判官が判決を下すにさいして最も適法

(12) *Ibid.*, pp. 813-814.

(13) *Ibid.* p. 814.

(14) 唯一の例外として、1852年の「オルレアンの財産没収事件」(l'affaire de la confiscation des biens d'Orléans) があるといわれる。A. Barav. *op.cit.*, p. 815. V. WRIGHT, "Le Conseil d'Etat et l'affaire de la confiscation des biens d'Orléans en 1852", *Etudes et Documents du Conseil d'Etat*, 1968, pp. 231-249.

と自ら信ずる解釈を提示する。コミセール・デュ・グベルヌモンは、公判の直後開かれる判事による審理にも出席するが、発言を求められることは稀である。時には、その意見書の中のいくつかの点について説明を求められることもあるが、判決を下すさいの表決権はもたない。⁽¹⁵⁾

次に、理論面からいえば、コミセール・デュ・グベルヌモンの役割についてはいくつかの性格づけがなされる。多くの学者も認めるように、コミセール・デュ・グベルヌモンの意見書がコンセイユ・デタにおける判例法の発展に著しい影響を与えており、その意見書の価値は、コミセール・デュ・グベルヌモンがとりわけ優秀な法律家によって構成されているという事実からも明らかである。⁽¹⁶⁾ 意見書の法的性格についての見方は、コミセール・デュ・グベルヌモンによって予めなされる「判決についての一種の注釈」(une sorte de note d'arrêt)であるとするもの、⁽¹⁷⁾ 「一種の予備判決」(une espèce de préjugement) と解するもの、又、「判決文の起草のために速やかに且つ自動的になされる初審における決定」(une décision du premier ressort immédiatement et automatiquement frappé d'appel pour la rédaction d'arrêt)⁽¹⁸⁾ あるいは「コンセイユ・デタの裁決についての公式の注釈」(des commentaires officiels des décisions du Conseil d'Etat)⁽¹⁹⁾ 等様々である。しかしながら、コミセール・デュ・グベルヌモンの意見書は、法的裁決としての性格をもたず、裁判官もこの意見書に拘束されるものではないことは留意しておく必要がある。⁽²⁰⁾

(15) A. BARAV. *op.cit.*, pp. 816-817. この点において、ヨーロッパ共同裁判所のアボカ・ジェネラルと異っている。

(16) *Ibid.*, p. 817.

(17) SAUVEL, *op.cit.*, p. 20.

(18) R. GUILLIEN, *op.cit.*, pp. 288-289.

(19) JEZE, "Collaboration du Conseil d'Etat et de la doctrine dans l'élaboration du droit administratif français", *Conseil d'Etat. Livre Jubilaire*, pp. 348-349.

(20) A. BARAV, *op.cit.*, p. 818. なお、BARAV は以上のような性格づけについては批判的である。フランス行政訴訟制度におけるコミセール・デュ・グベルヌモンについての概略的な考察を終えるにあたって、ついでながら、イギリスを中心とした英米法系の裁判制度の中にも *amicus curiae* という多少類似した制度がみられる。*amicus curiae* (アミカス・キュリイ) とは、一般にわが国においては、「裁判所の友」と訳されているが、その起源は遠くローマの裁判制度にさかのぼり、それが

II AVOCAT GÉNÉRALの機能

(i) 制度導入の経緯 アボカ・ジエネラルの制度は、すでに述べたようにヨーロッパ石炭鉄鋼共同体設立の折に、フランス代表の強いイニシアティブによって同裁判所の機構の中に導入された。1951年4月18日に署名されたパリ条約には条文の起草が間に合わず、同日署名された「裁判所の地位に関する附属議定書」(le Protocole sur le Statut de la Cour) に始めてこの制度が言及されている。⁽²¹⁾そして、その「裁判所規則」(le règlement de procédure de la Cour C. E. C. A.)⁽²²⁾においてアボカジエネラルの機能がより明確に規定された。ローマ条約では、本条約上にこの制度が明記され、第166条にはアボカ・ジエネラルの人数と機能が規定されている。⁽²³⁾ところで、国際的慣行においては例をみない、又国内的慣行においてもフランスと他のごく少数の例外を除いては類似の制度のみられないこのアボカ・ジエネラルの制度が何故に共同体の裁判制度の中に導入されたのか。この制度が導入された理由の第1は、共同体裁判所では、審理内容を秘密にする原則が採用されたため、裁判官の個別意見や反対意見を知ることが不可能となったことに対応する措置として、アボカ・ジエネラルの制度

イギリス、さらにアメリカに継受されて発展してきたものとされる。それは、弁護士あるいは一般市民が裁判所の任命ないし任意の申出により、裁判所の審理を援助するために、情報を提供したり調査その他の手続を行うものであり、裁判所が疑問とする法律上の問題点について資料を提供し、また、裁判所が看過しようとした法律上の問題等について好意的に注意を喚起し、裁判所の審理に友好的に協力するものとされている。桜田勝義「裁判所の友について」『法律時報』第39巻7号51頁参照。しかし、*amicus curiae* は、コミセール・デュ・グベルヌモンやアボカ・ジエネラルのように裁判所の正式な構成メンバーではなく、単なる市民にすぎないという点において決定的な差異がある。なお、*amicus curiae* についての他の邦語文献としては、伊藤正己「*amicus curiae* について—その実際と評価」『菊井献呈論文集上巻』(昭和42年有斐閣)、森川金寿「裁判の民主的コントロール—アミカス・キュリイについて」『兼子還暫記念上巻』(昭和44年有斐閣)等を参照。

(21) 同議定書第9条から第13条までに規定がみられる。

(22) 1953年3月4日に採択され、同7日の官報(Journal officiel de la C. E. C. A.)で公表された。

(23) ユラトム条約では第138条である。

が導入されたというものである。⁽²⁴⁾第2の理由は、コミセール・デュ・グベルヌモンがフランス行政法の発展に対して寄与していると同じ効果を共同体法の分野においてアボカ・ジエネラルが果たす事を期待するためと云ものである。又、第3の理由は、判事の任務を補佐しこれを容易ならしめる為に、全体的な立場から十分に分析検討のなされたアボカ・ジエネラルの明確な意見書が必要であるというものである。⁽²⁵⁾大体において以上の理由によって、アボカ・ジエネラルの制度は共同体の裁判制度の中に導入されたといわれる。⁽²⁶⁾

(ii) AVOCAT GÉNÉRAL の地位 現在、構成国政府の共通の合意にもとづいて6年の任期で4名のアボカ・ジエネラルが任命されている。⁽²⁷⁾アボカ・ジエネラルとなるべき者の資格要件については、ローマ条約第167条は、「その独立性について十分な保証を有する人々で、かつ、自国において最高の司法上の職務を遂行するために必要とする条件を満たすか又は周知の能力を有する法律専門家である者のうちから選定する」としており、この点に関しては裁判官についての資格要件と全く同一である。⁽²⁸⁾又、アボカ・ジエネラル及び裁判官は、報酬の如何にかかわらず、政治的もしくは行政的ないかなる任務にも携ってはならないとされている。⁽²⁹⁾任務は6年とされるが再選は可能である（裁判官も同

(24) V. LAGRANGE. "L'organisation, le fonctionnement et le rôle de la Cour de Justice des Communautés européennes", *Bulletin de l'Association des juristes européens*, 1963, n° 13-14, pp. 12-13.

(25) *Ibid*, pp. 33-34.

(26) cf. Hans Smit & Peter Herzog, *The Law of the European Economic Community: a Commentary on the EEC treaty*, vol. 4. pp. 297-299.

(27) 1973年1月までは、アボカ・ジエネラルの数は2名であったが、1973年1月1日の理事会決定 (Décision du Conseil du 1er janvier 1973, J.O.C.E. 1973, n°L2, p. 29) により4名とされた。

(28) "les juges et les avocats généraux sont choisis parmi des personnalités offrant toutes garanties d'indépendance, et qui réunissent les conditions requises pour l'exercice, dans leur pays respectifs des plus hautes fonctions juridictionnelles, ou qui sont des jurisconsultes possédant des compétences notoires...", l'article 167 du Traité de Rome. アボカ・ジエネラル及び裁判官の国籍はとくに限定されていないので、非構成国の国民から選任されることも制度上は可能であるが、現実には不可能とされている。A. BARAV, *op.cit.*, p. 821.

(29) しかし、場合によっては例外的に理事会は、アボカ・ジエネラルが職業的活動 (des activités professionnelles) に従事するのを許可することができる。この点は、

様)。任期の更新は3年毎半数ずつ行われる。⁽³⁰⁾ アボカ・ジェネラルの解任については、パリ条約とローマ条約では差異がみられ、前者においては、解任の決定は裁判所の意見 (avis) にもとづいて理事会の全会一致によりなされ、後者においては、その決定は裁判所自身により、裁判官全員と他のアボカ・ジェネラルの全会一致によってなされるとする。⁽³¹⁾

次に、特権及び免除については、アボカ・ジェネラルは、その任務遂行の結果として為した行為について、任務遂行中もしくはその後においても、すべての構成国の領域において裁判管轄権を免除される。⁽³²⁾ 又、アボカ・ジェネラルの本人及び家族は、外国人登録の手續と俸給及び給与に対する国税 (des impôts nationaux) を免除される。⁽³³⁾ しかし、「特権及び免除に関する議定書」(le Protocole sur les privilèges et immunités) 第8条は、共同体の利益に反しないと判断された場合には、この特権及び免除を停止することができると規定している。⁽³⁴⁾ いずれにしろ、アボカ・ジェネラルの地位は、大体において裁判官のそれとほぼ同一といえる。⁽³⁵⁾

Protocole sur le statut de la Cour de Justice de la C.E.C.A. では、その決定は理事会の3分の2の多数決 (la majorité de deux tiers) によるとされていたが (l'article 4, alinéa 2), Protocole sur le statut de la Cour de Justice de la C.E.E. では、必要な多数決の種類については明示を避けている (l'article 4, alinéa 2)。このため、裁判官とアボカ・ジェネラルの職業の「兼任不能」(incompatibilité) は若干緩和されたものと考えられる。

(30) l'article 167, alinéa 3 et 4 du Traité du Rome.

(31) l'article 13, alinéa 2 du Statut [C.E.C.A. l'article 6, alinéa 1 du Statut C.E.E. これは理事会による裁判所への介入を排除するための措置と考えられる。

(32) l'article 12 du Protocole sur les privilèges et Immunités. l'article 3, alinéa 1 du Statut de la Cour C.E.E. et Euratom. l'article 3, alinéa 1 du Statut de la Cour C.E.C.A.

(33) les articles 12-15 du Protocole sur les privilèges et immunités.

(34) l'article 18 du Protocole sur les Privilèges et immunités.

(35) たとえば、共同体裁判所の旧手續規則第8条では裁判官についての第1章の規定がそのままアボカ・ジェネラルについても適用されるという形式で規定している。旧手續規則は、1959年3月3日に共同体裁判所によって採択され、同月21日に官報において公表されたものであるが、同年11月11日に修正された。これは1974年12月28日に共同体官報に公表された新手續規則によって廃止され、現在ではこの新手續規則が適用されている。Le nouveau règlement de procédure, J. O. C. E. 28 decembre

(iii) AVOCAT GÉNÉRALの任務と機能 アボカ・ジエネラルの主たる任務は、ローマ条約第166条に規定されており、「裁判所が第16条に規定された任務を遂行するのを補佐するため、付託された事件について完全に公平且つ独立の立場から理由を付した意見書を公に提示すること」である。⁽³⁶⁾ アボカ・ジエネラルの意見は口頭で提示されるが、実際には書類に作成され公判の前後に配布され、判決文とともに共同体のすべての公用語に翻訳されて判決集 (le Recueil de la Jurisprudence de la Cour) に収録される。⁽³⁷⁾ アボカ・ジエネラルによる意見の提示は公判における口頭手続の最終段階においてなされ、その後、裁判長は閉廷を宣言して、裁判官のみによる審理に入る。⁽³⁸⁾ 裁判官は判決の作成にさいしてアボカ・ジエネラルの意見に拘束されるわけではないが、その意見を必ず参照しなければならない。⁽³⁹⁾

1974, n.1350. 旧手続規則においては、アボカ・ジエネラルの序列は裁判官より後位とされた。l'article 9 de l'Ancien règlement. しかし、新し手続規則では次のように規定されている。「裁判官及びアボカ・ジエネラルは同列におかれ序列は着任順となる。着任が同時の場合には、年齢によって序列が決められる」。l'article 6 du Nouveau règlement.

(36) "L'avocat général a pour rôle de présenter publiquement, en tout impartialité et en tout indépendance, des conclusions motivées sur les affaires soumises à la Cour de Justice, en vue d'assister celle-ci dans l'accomplissement de sa mission, telle qu'elle est définie à l'article 164". l'article 166 du Traité de Rome. なお共同体裁判所は二つの裁判部(chambres)によって構成され、裁判所に訴えが提起されるとこれを書記官によって裁判所の全構成メンバーに通告される。裁判長はそれをいずれかの裁判部に付託し、担当裁判官(le juge rapporteur)とアボカジエネラルを指名する。l'article 9, paragraphe 2 du Nouveau règlement de procédure. アボカ・ジエネラルは、裁判官と同様に、事件当事者の代理人(agents), 補佐人(conseils)あるいは弁護士(avocats)に対して、口頭手続の期間中、訊問をすることができ、又証人(témoins)を喚問し、これに訊問をすることができる。les article 57 et 47, paragraphe 1, alinéa 2 et paragraphe 4 du Nouveau règlement de procédure

(37) l'article 24 de l'Instruction au greffier, "il est publié dans les langues officielles un «Recueil de la jurisprudence de la Cour» comprenant, sauf décision contraire, les arrêts de la Cour avec les conclusions des avocats généraux, les avis et les ordonnances de référé prononcés au cours de l'année civile." なお, Instruction au greffier は, 1960年6月23日に共同体裁判所において採択され, 同年11月18日の官報に公表された。

(38) 先にも指摘したように、この点においてコンセイユ・デタのユミセール・デュ・グベルヌモンとは異なる。

(39) つまり、アボカ・ジエネラルの意見を全く考慮せずに、裁判官は判決を下すことはできない。

意見を提示する以外にも、アボカ・ジェネラルは、いくつかの行政的及び諮問的任務を行う。まず、裁判所の行政会議 (la session administrative) に参加し、裁判官とともに、書記官 (le greffier) の任命及び罷命を決定する。⁽⁴⁰⁾ 又、ローマ条約第 228 条に規定された国際協定についてあるいはパリ条約の軽微な改正について、裁判所の意見が求められる場合には、アボカ・ジェネラルも意見 (avis) の開陳を要請される。⁽⁴¹⁾ いずれにしろ、アボカ・ジェネラルの任務において最も重要なのは、係争事件についての意見 (conclusion) の提示であることはいうまでもない。その意見の法的性格については、先に考察したコセール・デュ・グベルヌモンの意見の法的性格ときわめて多くの類似性がみられる。アボカ・ジェネラルの意見は、判決の形式及び権威をもつものではなく、学問的な論文もしくは提示を義務づけられるが裁判所を全く拘束しない法的意見 (des avis juridiques) として性格づけられるものである。⁽⁴²⁾

(iv) AVOCAT GÉNÉRAL の機能の有用性 次に、アボカ・ジェネラルの提示する意見の有用性 (l'utilité) について述べる。まず、アボカ・ジェネラルの意見は、口頭手続の最終段階において、争点となっている問題について総合的且つ客観的な観点から分析したものとして提示される。⁽⁴³⁾ その際、アボカ・ジェネラルは過去の先例をすべて渉猟し、必要とされる場合には、各国の国内法制度についても比較検討する。この比較法的考察は、共同体裁判所にとって、共同体法制度に固有な概念を構築し明確化するうえでとりわけ重要な役割をなすといわれている。⁽⁴⁴⁾ 共同体裁判所において、国内制度に由来する法的な諸要素を結合し共同体に固有な法概念に適合する作業は、アボカ・ジェネラルによって行われる。アボカ・ジェネラルの意見の有用性は、以上のような判例法の発展と

(40) L'article 12, paragraphes 1 et 6 du Nouveau règlement de procédure.

(41) Les articles 107, 108 et 109 du Nouveau règlement de procédure. その他の諸々の任務については、A. BARAV, *op.cit.*, pp. 824-825.

(42) 裁判官はアボカ・ジェネラルの意見を参照し考慮しなければならないけれども、それを全体として又は部分的に採用もしくは拒否することは自由である。

(43) P. GORI, *op.cit.*, p. 384.

(44) *Ibid*

いべきもののみにとどまらず、裁判所の判決内容の理解をより容易にし、先行判決の場合のようによくに義務的な限界が微妙な問題の範囲を限定する点も指摘されている。⁽⁴⁵⁾ アボカ・ジェネラルの意見書が判決内容の理解を容易にするという点について今少し述べてみると、共同体裁判所の判決というのは、最大限に簡明であることが要請されており、又、数人の裁判官の共同作業にもとづく妥協の産物であり、さらに、付託される新しい複雑な問題について国際的水準で微妙な均衡を計らなければならないところから表現が慎重となるために、人々が期待するようには、明確で率直な表現をとっていないことが多い。⁽⁴⁶⁾ 判決文にしばしばみられる不明確さは、共同体裁判所の慎重さによることが多く、たとえば、法的に重要な論点が明確且つ決定的な形で表現しうるほど熟していない時には、論点をごく特定の場合に狭く限定して述べることもある。⁽⁴⁷⁾ これは慣行上も又学説上も未だかたまっていない問題を一般化 (*généraliser*) して述べることの危険性を認識したうえでの配慮であると考えられる。⁽⁴⁸⁾ これに対して、アボカ・ジェネラルの意見書は、あらゆる面を考慮して事件を吟味しなければならず、又、その表現もあいまいであることを許されない。このようにみるとアボカ・ジェネラルの意見書は、判決の理由づけ、意義及び効果をよりよく理解するための補足資料としての意味をもつともいえる。⁽⁴⁹⁾ 一方、アボカ・ジェネラルは、自らの立論をより強固に且つ説得力あるものとするために、又、これまでの判例法を修正する必要があると考える場合にその理由を正当化するために、出来るだけ多くの先例を照合する。つまり、アボカ・ジェネラルの意見書は、共同体裁判所の⁽⁵⁰⁾判例法の継続性と発展性を決定する重要な要因ともなる。

(45) *Ibid.*

(46) *Ibid.*, p. 385.

(47) *Ibid.*

(48) *Ibid.*

(49) *Ibid.*, p. 386.

(50) *Ibid.*

結 語

以上、ヨーロッパ共同体裁判所におけるアボカ・ジエネラルの制度についてきわめて概略的な考察を行った。アボカ・ジエネラル制度のひとつの問題点として指摘されているのは、アボカ・ジエネラルがコンセイユ・デタにおけるコミセール・デュ・グベルヌモンのように裁判官の最終審理に参加できないという点である。⁽⁵¹⁾ アボカ・ジエネラルの機能の有用性を高めるという見地からすれば、裁判官の最終審理にも出席し、少なくとも自ら提示した意見についての質疑応答の機会を与えた方がより効果的とも考えられる。ともあれ、アボカ・ジエネラルがヨーロッパ共同体裁判所の機能を迅速且つ円滑にしていることは事実であり、又、先にも述べたとおり、判例法の形成をより容易ならしめてヨーロッパ共同体法の発展に寄与していることも疑い得ない。

(1977・9・21)

(51) コミセール・デュ・グベルヌモンとアボカ・ジエネラルの他の相異点を今少し列記すると、まず、コミセール・デュ・グベルヌモンは訴訟事件 (les affaires contentieuses) についてのみ意見を述べるのに対して、アボカ・ジエネラルは、「裁判所に付託された事件」(les affaires soumises a la Cour) について意見を述べるとされる。これは、すでに指摘してあるとおり、ローマ条約第 228 条による国際協定の両立性 (ローマ条約との) についての裁判所の意見 (avis) についてもアボカ・ジエネラルは自らの意見を述べることを意味し、コミセール・デュ・グベルヌモンよりは管轄する事項は広いといえる。次に、意見書の作成を準備する段階において、コミセール・デュ・グベルヌモンは、担当判事の報告書を含めたすべての資料を入手しうるが、アボカ・ジエネラルには、担当判事の見解は知らされていない。意見書の公表についていえば、アボカ・ジエネラルの意見は、判決と同じ扱いで判決集に収録されるが、コミセール・デュ・グベルヌモンの意見は、個人的な著作権に帰するため、その許可なくしてこれを公表することはできない。A. BARAV. *op.cit.*, p. 826.